

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月29日
【会社名】	オリックス株式会社
【英訳名】	ORIX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 宮内 義彦 代表執行役 梁瀬 行雄
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役 浦田 晴之
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル内
【縦覧に供する場所】	オリックス株式会社 大阪本社 (大阪市北区梅田3丁目3番20号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

オリックス株式会社（以下、「当社」といいます）の経営者は、米国1934年証券取引所法に基づき、同法規則13a-15（f）に定義される財務報告に係る内部統制の適切な構築及び維持に責任を負っています。

当社およびその子会社（以下、「オリックスグループ」といいます）の財務報告に係る内部統制プロセスは、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した外部報告目的の財務諸表の作成および適正な開示について、合理的な保証を経営者および取締役会に提供するため、当社のCEO、COO、CFOによって、またはこれらの監督の下で、整備され、また、当社の取締役会、経営者およびその他の者により実行されており、かつ、以下の方針および手続を含むものであります。

- ・オリックスグループの資産の取引および処分を、合理的に詳細で、正確かつ公正に反映する記録を維持し、
- ・米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されること、また当社の経営者や取締役の承認に基づいた収入および支出のみが実行されていることについて、合理的な保証を提供し、
- ・財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるオリックスグループ資産の未承認の取得、使用または処分の防止もしくは適時に発見することについての合理的な保証を提供するための方針および手続

財務報告に係る内部統制は、その固有の限界のため、虚偽表示を防止または発見できない可能性があります。また、将来の期間にわたる有効性の評価を予測することは、状況の変化により統制が不適切なものとなるリスクや、方針や手続の遵守の程度が低下するリスクを伴います。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社の経営者は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が報告書「内部統制の統合的枠組み」で公表した基準を用い、平成22年3月31日現在のオリックスグループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行いました。

3【評価結果に関する事項】

この評価に基づき、当社の経営者は、平成22年3月31日現在において、オリックスグループの財務報告に係る内部統制が有効であるとの結論に達しました。

オリックスグループの財務報告に係る内部統制の有効性は、独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書に記載のとおり、当社の独立監査人であり、当社の平成22年3月31日現在および同日に終了した事業年度の財務諸表の監査を行っているあずさ監査法人によって監査されています。

4【付記事項】

当社は、米国式連結財務諸表を金融商品取引法の規定による連結財務諸表として提出しているため、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」（平成19年8月10日内閣府令第62号（以下、「内部統制府令」といいます））第18条の規定により、当内部統制報告書は、米国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。内部統制府令第18条の規定を適用しないで内部統制報告書を作成する場合との主要な相違点は以下のとおりです。

1. 当社は、財務報告に係る内部統制の評価に際してトレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が報告書「内部統制の統合的枠組み」で公表した基準を用いており、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準には準拠しておりません。
2. 米国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法と我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準では財務報告に係る内部統制の範囲が異なることから、当社は、有価証券報告書の「経理の状況」に記載した連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを評価対象としており、個別財務諸表のみに関連する内部統制や財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る内部統制は評価の対象に含めておりません。また持分法適用関連会社の内部統制については評価の対象に含めておりません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。